

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し	(税 務 課)	一
○生活保護法による介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	二
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	二
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	三
○道路の区域変更(二件)	(道 路 課)	三
○道路の供用開始(二件)	(同)	四
○公有水面埋立てのしゅん功認可	(港 湾 課)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	五
○昭和五十二年宮城県告示第五百七十七号(県立都市公園の名称等)の一部改正	(同)	五
公 告		
○県営土地改良事業計画の変更(二件)	(農村振興課)	五
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契 約 課)	六
選挙管理委員会		
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)		六
正 誤		
○宮城県公報号外第一四号(平成二十九年三月三十一日付け)中		六

ページ

告 示

○宮城県告示第四十一号
宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号) 第二百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。
平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所等の所在地	指定取消しの年月日
安藤石油株式会社	代表取締役 安藤 昭寿	柴田郡柴田町大字船岡字若葉町 一 番地の一	平成二十九年九月三十日

○宮城県告示第四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
汐見台歯科医院	宮城郡七ヶ浜町菖浦田浜字林合五十五ー一	医療法人社団梅津サージェ リー汐見台歯科	宮城郡七ヶ浜町菖浦田浜字林合五十五ー一	平成二十九年十月一日

○宮城県告示第千四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	デイサービスいずみの里		りあす訪問看護ステーション		きたかみ調剤薬局		セントケア石巻矢本		ジャパンケア大河原	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	栗原市高清水影の沢三十八番地の三十五		本吉郡南三陸町志津川沼田十四番地三		石巻市北上町橋浦字大須百八十二ー一		東松島市矢本字鹿石前百六十四ー一		柴田郡大河原町字幸町五ー一五	事業所の所在地	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	栗原市高清水影の沢三十八番地の八		南三陸町		多賀城市伝上山一ー五一二十八ー二百二		東松島市矢本上河戸九十五ー五		柴田郡大河原町字錦町五番八号	事業所の所在地	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	有限会社いずみの里		南三陸町		気仙沼市中みなと町四十一ー一		東松島市矢本上河戸九十五ー五		柴田郡大河原町字幸町五ー一五	事業所の所在地	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	栗原市高清水影の沢三十八番地の三十五		本吉郡南三陸町志津川字沼田百一		多賀城市伝上山一ー五一二十八ー二百二		東松島市矢本上河戸九十五ー五		柴田郡大河原町字幸町五ー一五	事業所の所在地	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	平成二十八年四月一日		平成二十九年九月三日		平成二十六年九月十九日		平成二十九年八月一日		平成二十九年八月九日	事業所の所在地	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日

○宮城県告示第千四十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩	
名称	J R 仙台病院
所在地	仙台市青葉区五橋一丁目一番五号
認定年月日	平成二十九年十一月二十五日
認定の有効期限	平成三十二年十一月二十四日

○宮城県告示第十四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

栗原市花山字本沢温湯一九の一五・一九の一六・一九の二四・一九の三八（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一九の一から一九の一三まで・一九の一七から一九の二三まで・一九の二六から一九の三〇まで・一九の三二から一九の三六まで・一九の四〇・二〇の二・二〇の一から二〇の一四まで（以上二十六筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間		
栗原市花山字本沢温湯一九番一地从先から同市花山字本沢温湯一九番二地从先まで		
変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
前	七・五	二二・四
後	七・五	三七・四
後	一、四二〇・一	一、四二〇・一

○宮城県告示第十四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間									
牡鹿郡女川町浦宿浜字門前二九番八地先から同郡同町石浜字崎山八七番一地从先まで									
変更の前後	敷地の幅員（メートル）								
前	A	B	C	D	E	F	G	A	後B
後	三六・五	三七・四	一一・〇	一一・九	一九・四	九・五	一五・八	三六・五	三七・四
	八・〇	一三・〇	八・〇	一一・二	一一・四	九・〇	六・九	八・〇	一三・〇
	八・〇	三、八二七・四	二四一・八	四九七・三	三九七・二	二六三・一	一、四四二・八	一、四六九・九	三、八二七・四
備考	上記A、B、C、D、E、F、G及びHは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。								

H	一七・〇	一五九・五
---	------	-------

○宮城県告示第千四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町浦宿浜字門前二九番八地先から同郡同町石浜字崎山八七番一地先まで	平成二十九年十一月三十日

○宮城県告示第千四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神一八九番地先から同郡同町小乗浜字向八二番一地先まで	平成二十九年十一月三十日

○宮城県告示第千五十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

しゅん功認可年月日

平成二十九年十月二十日
しゅん功認可を受けた者

1 名称

宮城県

2 所在地

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 代表者の氏名

宮城県知事 村井 嘉浩

三 埋立区域

1 位置

宮城県仙台市宮城野区港四丁目十番五、十番六、十番九及び二十四番の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び④の地点から⑦の地点までを順次に結び、①の地点と⑦の地点を結ぶ平成二十三年の春分の満潮位（D・L・プラス一・三八メートル）

における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

①の地点 宮城県仙台市宮城野区港四丁目無番地に設置されている国土交通省東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所一級水準点N〇・一（北緯三八度一六分二一秒六五六八、

東経一四一度〇一分三〇秒一三二八）から二六八度一〇分一六秒一〇・一五メートルの地点

②の地点 ①の地点から一八六度二分二〇秒三〇・六四メートルの地点

③の地点 ②の地点から一八五度五六分三二秒一四八・八二メートルの地点

④の地点 ③の地点から二七六度〇五分〇五秒三〇・三七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から六度三二分二六秒四六・七三メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から五度五二分三〇秒一三二・八三メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から九六度〇六分一六秒二六一・三六メートルの地点

3 面積

五四、〇三四・八一平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成二十四年七月二十七日付け宮城県（港）指令第一号

平成二十四年十一月二十二日付け宮城県（港）指令第二号（工事着手期間の伸長）

平成二十五年六月十四日付け宮城県（港）指令第一号（設計概要の変更）

平成二十七年十二月一日付け宮城県（港）指令第七号（工事竣功期間の伸長）
 平成二十九年六月二十九日付け宮城県（港）指令第四号（工事竣功期間の伸長）
 五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村
 仙台市

○宮城県告示第五十一号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画市場

2 名称 三号石巻青果花き地方卸売市場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十二号

昭和五十二年宮城県告示第五百七十七号（県立都市公園の名称等）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月二十八日から施行する。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表松島公園の項中「宮戸字大平山二番一、二番二」を「宮戸字大平山二番一の一部、二番二の一部」に改める。

公 告

○県営青生地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

○県営下志田地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡利府町加瀬字十三塚百三十五番一、百三十五番二、百三十五番三、百三十五番五
 仙台市青葉区上愛子字雷神五番地九
 ひかり商事株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市浮島字宮前百二十八番一、百二十八番三、百二十九番一、百三十番一、百三十一番一、百三十二番一
 多賀城市浮島字高原百四十一番地
 佐藤 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年十一月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
遠田郡涌谷町字黄金山八番一、八番五、八番七、八番八、八番九、八番十、八番十一、八番一の地先の道の一部、同字境沢一十八番一、十八番二の一部、二十二番、十八番一の地先の道の一部、十八番一の地先の水
涌谷町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十九年十一月二十八日

一 落札に係る建設工事の名称 大谷地区海岸防潮堤外整備工事(平成二十九年年度県債社海岸復興六一〇〇一号)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 五洋・本間・只野特定建設工事共同企業体 代表者

五洋建設株式会社東北支店 仙台市青葉区二日町十六番二十号

五 落札金額 二十九億六千四百万円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月八日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十七分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十九年十一月二十八日

宮城県選挙管理委員会

○宮選管告示第百六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十八年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊のとおり公表する。
平成二十九年十一月二十八日

委員長 伊 東 則 夫

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

正 誤

○宮城県公報号外第一四号(平成二十九年三月三十一日付け)中

ページ 段

一一 下

行

三 前

障害福祉サービス

正

障害福祉サービス事業

誤